

## 高額介護サービス費の支給について

同じ月に利用した介護サービスの1割から3割の利用者負担の合計が一定の額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費」として後日支給され、利用者の皆さんの負担を軽減するしくみになっています。  
**所得に応じて、利用者負担（月額）の上限額が異なります。**

### ★利用者負担の上限額／月額

利用者負担段階区分		個人の限度額	世帯の限度額
第1段階	生活保護受給者の方	15,000円	15,000円
第2段階	世帯全員が町民税非課税	15,000円	24,600円
第3段階			24,600円
	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		
第4段階	町民税課税世帯の方		44,400円
第5段階	現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方		44,400円

※現役並み所得とは、同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいて、65歳以上の方の収入の合計が一定以上ある場合をさします。

- ・上記の限度額を超えて負担した金額が、後日町から払い戻されます。（**居住費や食費は含まれません。**）
- ・同じ世帯に介護サービス利用者が複数いる場合は、それぞれの1割から3割分の利用者負担額を合計し、世帯の限度額を適用します。

## ★申請手続きの方法など

- 払い戻しの該当になる方には役場から申請書をお送りしますので、必要事項をご記入の上、提出してください。  
（口座振込とさせていただきますので、手続きの際には通帳等をご持参ください。）
- **申請書は一回提出いただければ、それ以降は提出の必要はありません。**該当になれば、自動的に振り込まれます。  
（事前に支給決定通知書にて支払金額と振込日をお知らせします。）
- 皆様が介護サービス事業所に利用者負担分を支払われた後、払い戻しの該当になるかどうかの審査があります。通知の発送が数ヶ月後になることもありますので、ご了承ください。